

定款

一般社団法人ReRoots

平成24年8月27日原始定款作成
平成25年8月10日改訂
平成26年2月18日改訂
平成30年6月26日改訂
令和元年6月25日改訂
令和3年6月29日改訂

一般社団法人ReRoots定款

第1章 総則

(名称)

第1条

当法人は、一般社団法人ReRootsと称する。読み方をリルーツとする。

(主たる事務所)

第2条

当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第3条

当法人は、東日本大震災からの復旧、復興、地域振興することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)被災地域の復旧事業
- (2)被災地域の復興事業
- (3)地域コミュニティの再生、地域振興事業
- (4)景観の再生の協力事業
- (5)農地の再生及び農業の復興事業、地域振興事業
- (6)地域福祉の増進を目的とする事業
- (7)野菜の運搬事業
- (8)農産物の販売及び農産物を原料とする食品の加工・製造および販売
- (9)前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の講習の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条

当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)サポート会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3)名誉会員 当法人に功労のあった者又は社員総会で推薦された者

(入会)

第6条

正会員又はサポート会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会において別に定める基準により、理事の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条

1 正会員は、定期的に活動に参加することをもって社員総会にて別に定める入会金及び年会費の納入を免除とする。

2 サポート会員は、社員総会において別に定める支援金、支援物資、技術の提供及び指導、可能な範囲での協力をしなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 正会員が6ヶ月以上正当な理由なく定期的な活動に参加しなかったとき。
- (7) サポート会員が2年以上正当な理由なく協力を怠ったとき。
- (8) 総正会員の同意があったとき。

(任意退会)

第9条

会員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条

会員が、当法人の名誉を棄損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条

1 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会(社員総会)

(種類)

第12条

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第13条

1 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催地)

第14条

社員総会は、代表理事が開始地を決定し、通知する。

(招集)

1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 社員総会の招集通知は会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(議長)

第16条

社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第17条

1 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

(議事録)

第18条

1 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から3年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第19条

当法人に、次の役員を置く。

理事は2名以上、必要に応じて置くことができる。

- 1 理事のうち1名を、代表理事とする。
- 2 代表理事を「代表」とする。理事のうちに副代表を置くことができる。
- 3 名誉会長の職務を置くことができる。

第20条

1 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表は社員総会の決議によって理事の中から定める。副代表は社員総会の決議によって理事の中から定めることができる。

(理事の職務権限)

第21条

1 代表は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表は代表を補佐する。

3 名誉会長として何らかの特別な権限は設けない。

(任期)

第22条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(解任)

第23条

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第25条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第26条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人もしくは公益財団法人、または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年12月31日までの年1期とする。

(変更後定款の施行日)

第28条 変更後定款は、令和3年度6月30日から施行する。